

7月下旬現在、国内の新型コロナウイルス感染は再び拡大傾向に転じています。読者の皆様もそれぞれの立場で対応に苦慮なさっていることと思います。本誌の編集会議の開催も従来通りとはいかなくなりました。今後は様々な分野で新たな行動様式が求められることとなります。

さて、本号の特集のテーマは、「肉芽腫症 granulomatosis」です。組織球が反応性に集まって形成される病変である「肉芽腫 granuloma」を主体とする疾患を総称して「肉芽腫症」という名称を使うとすると、今回掲載された症例の病名には「肉芽腫」という言葉が入っており、繋がりには特に問題ないようにみえます。ただ、個々の病名をみていくと、「顔面肉芽腫」や「diaper area granuloma of the age」など「肉芽腫」とはいえない疾患が「肉芽腫」と呼ばれていることがわかります。勿論、著者が現在使われているこういった病名を用いることは当然のことであり、それ自体は全く問題ありません。しかし、これらの病名をみていくと、病名の中には名称の再検討が必要なものもあるのではないかと、という思いを改めて抱きました。

病名は、医師が患者さんの異常状態をある立場から表現したものですので、そこには様々な視点があります。病因・病態の視点、形態（比喩を含めて）の視点、機能の視点、関連性（人名・地名など）の視点など、多様な視点から病名はつけられています。

病名の中には、社会背景まで関与するものもあります。日本で使う梅毒という病名は、黴瘡→黴毒（黴（バイ）はカビの意）の当て字ですが、楊梅瘡（楊梅（ヤマモモ）の果実に似た発疹）という名称との関連も考えられています。一方、英語の syphilis は、イタリアの詩人兼医学者が作った詩の中の羊飼いの名前に由来しています。これは16世紀初めにナポリ病、フランス病などと他国に原因があるとして互いを罵っていた時代（現在も同じですね）に提唱された中立的病名です。

こういった歴史的背景のある病名まで、原因がわかったからといって病名を変える必要はありません。しかし、「肉芽腫」とはいえない前記の2疾患や、やはり肉芽腫ではない「血管拡張性肉芽腫」などの病名は再検討の余地があります。それでも、そういった病名だって何らかの歴史的経緯があるのだから別にいいんじゃないという考えもあるでしょう。

ただ、少なくとも、現時点でおかしいということがわかっている病名をわざわざ新たに使いだす必要はありません。「慢性膿皮症」と「化膿性汗腺炎」が一例です。以前、日本では化膿性汗腺炎は慢性膿皮症の中の一疾患として扱ってきましたが、現在では、英米の hidradenitis suppurativa（化膿性汗腺炎）の使い方に合わせて、従来日本で慢性膿皮症といわれていた病変の多くを化膿性汗腺炎と呼ぶことが一般的になってきました。しかし、感染も汗腺炎も本態ではない疾患を、敢えて誤解を与えるような病名に呼び改めていく方向性には首をかしげざるを得ません。グローバルな視点というのも考えものです。

（土田哲也）

— 顧 問 —

大原 國章 大塚 藤男

— 編集委員 —

土田 哲也 五十嵐 敦之 相馬 良直 林 伸和 佐伯 秀久

「皮膚科の臨床」第62巻 第9号 8月号 2020年8月1日発行（毎月1回1日発行） 定 価（本体 2,700 円＋税） 年間購読料金 定価（本体 42,100 円＋税） 〔年間13冊（臨時増刊号、増大号を含む）の誌代〕 〔年間予約購読者に限り送料無料〕	発行所 金原出版株式会社 発行者 福村 直樹 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-14 TEL 03(3811) 7165〔編集室直通〕 TEL 03(3811) 7184〔営業部直通〕 FAX 03(3813) 0288 ホームページ http://www.kanehara-shuppan.co.jp 振替口座 00130-1-191269 印刷所 三報社印刷株式会社 TEL 03(3637)0005 広告申込先 福田商店 TEL 06(6941)5600
---	---

- ・本誌に掲載する著作物の複製権、翻訳・翻案権、上映権、譲渡権、公衆送信権（送信可能化権を含む）、貸与権、二次的著作物への利用に関する原著作者の権利は、金原出版株式会社が保有します。

・JCOPY＜出版者著作権管理機構 委託出版物＞

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（TEL：03-5244-5088、FAX：03-5244-5089、E-mail：info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。